

国有林野の管理経営に関する基本計画（案）に対する意見の概要

1 概要

「国有林野の管理経営に関する基本計画（案）」について、以下のとおり、意見・情報の収集を行った。

- (1) 意見・情報募集期間： 令和5年10月25日(水)～令和5年11月24日(金)の31日間
- (2) 告知方法： e-Gov及び農林水産省ウェブサイトへの掲載等により実施
- (3) 意見・情報提出方法： インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

2 提出いただいた意見の件数・概要

- (1) 意見提出者・団体等の数： 4件（個人(不明含む)4件、団体・法人0件）
- (2) 提出項目数： 10項目

3 処理状況

処理結果の区分	項目数	提出意見の例（概要）
1. 既に原文に含まれていると考えられるため、 修文に至らなかったもの	5	<ul style="list-style-type: none"> ○治山対策の推進について、立木の大径化が進む中で、土石流発生に伴う流木対策は欠かせないと考えるので、それがわかる文にすべきではないか。 ○自然破壊に繋がる太陽光発電、風力発電、バイオマス発電への国有林の転用は厳しく制限すべき。
2. 意見を踏まえ修正するもの	2	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年の森林・林業基本計画改定時に新たに記載された森林土木事業の担い手の確保等の取組について、国有林野事業においても取り組む旨を記載すべきではないか。 ○シカによる森林被害について、どのような深刻な状況にあるか解り易い内容を記載し、国民の皆さんにわかってもらえるものにすべきと考える。
3. その他、 今後の検討の参考等	3	<ul style="list-style-type: none"> ○列状間伐は、伐採列に接しない列での定性間伐を伴う方法であり、列状間伐の実施に当たっては列間の定性間伐も行う旨を記載すべきと考える。 ○外国人(中国など)については、日本の土地購入ができないよう、今すぐ法律を定めるべき。
合 計	10	

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

No.	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
1	1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進 ① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進	山地災害防止タイプの管理経営の考え方について、「根や表土の保全(された)森林の維持」とすると、皆伐や面的な主伐を行わないこととしているものと捉えられるが、根の成長が衰えた大木が斜面に多く生育している場合など皆伐や面的な主伐の必要性も有り得ると考えるので、それがわかる文にすべきではないか。	1	本計画では、1. (1). ア. ①で、機能類型区分にかかわらず、「(主伐の)実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定する」こととしており、山地災害防止タイプでの主伐も否定しておりません。 なお、山地災害防止タイプの管理経営の考え方は、「根や表土の保全」と「下層植生の発達した森林の維持」としているところです。
2	1 国有林野の管理経営に関する基本方針 (1) 公益重視の管理経営の一層の推進 ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進 ① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進	水源涵養タイプの管理経営の考え方について、他の機能類型区分タイプの記載とは異なり、目標とする森林の姿の記述や森林の維持、森林の維持・造成といった文になっていないことから、他のタイプの記載と同様に、目標とする森林の姿等がわかる文にすべきではないか。	3	本計画の1. (1). ア. ①の「管理経営の考え方」は、各機能類型区分の森林に対し管理経営として主に行う行為を記載しているものです。 このような中で、水源涵養タイプについては、国有林野の人工林の約8割が含まれており、間伐等の施業が主な管理経営の行為であることから、それらの施業方法を記載しているところです。 一方で、他の4つのタイプについては、天然林が大宗を占めており、その維持等が主な管理経営の行為であることから、その旨を記載しているところです。

No.	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
3	<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針</p> <p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</p> <p>ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p> <p>① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進</p>	<p>主伐の実施個所の選定について、公益的機能を損なうことのないよう実施個所を選定する旨を記載すべきと考える。</p>	1	<p>本計画では、1. (1). ア. ①で、「森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定する」こととしており、そのことには公益的機能を損なうことのないよう選定することも含まれています。</p>
4	<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針</p> <p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</p> <p>ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p> <p>② 治山対策の推進</p>	<p>治山対策の推進について、立木の大径化が進む中で、土石流発生に伴う流木対策は欠かせないと考えるので、それがわかる文にすべきではないか。</p>	1	<p>本計画では、1. (1). ア. ②で、「山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化…等」に対応して、…山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する」こととしており、流木対策の推進も含まれています。</p>
5	<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針</p> <p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</p> <p>ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p> <p>② 治山対策の推進</p>	<p>令和3年の森林・林業基本計画改定時に新たに記載された森林土木事業の担い手の確保等の取組について、国有林野事業においても取り組む旨を記載すべきではないか。</p>	2	<p>ご意見を踏まえ、1. (1). ア. ②において、「<u>加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととする。</u>」と記載します。</p>

No.	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
6	2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項 (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	シカによる森林被害について、どのような深刻な状況にあるか解り易い内容を記載し、国民の皆さんにわかってもらえるものにすべきと考える。	2	ご意見を踏まえ、2. (1)について、「特に、深刻な状況にあるシカ等野生鳥獣による森林被害については、 <u>造林地の成林に支障を及ぼすほか、下層植生の消失により土壌流出が発生するなど、深刻な状況にあるところであり、その防止に向け、…</u> 」と修正します。
7	3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物等の供給	広葉樹の資源の供給について、資源の有効利用のために供給すべきとする広葉樹資源の対象があるわけなので、どういったものが資源となり得るのか記載すべきと考える。	1	広葉樹資源の供給に対する地域のニーズは用途や樹種によって様々であり、一概に網羅的な表現で記載することは難しいことから、本計画では、3. (1)で、「 <u>広葉樹、環境緑化木等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める</u> 」こととしています。
8	3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 (1) 林産物等の供給	列状間伐は、伐採列に接しない列での定性間伐を伴う方法であり、列状間伐の実施に当たっては列間の定性間伐も行う旨を記載すべきと考える。	3	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、間伐等の施業方法の詳細については、地域の実情を踏まえ、各森林管理局で策定する国有林の地域別の森林計画等で定めており、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
9	4 国有林野の活用に関する基本的な事項 (1) 国有林野の活用の適切な推進	自然破壊に繋がる太陽光発電、風力発電、バイオマス発電への国有林の転用は厳しく制限すべき。	1	本計画では、4. (1)で、国有林野の貸付け等に当たっては、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、 <u>国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る</u> 」こととしています。
10	その他	外国人(中国など)については、日本の土地購入ができないよう、今すぐ法律を定めるべき。	3	本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、土地全般に関する規制を定めるものではありません。